



H30 相続・後継者対策

税務相談会のお知らせ

平成27年1月1日以降発生の相続から、基礎控除額引下げにより課税対象者が大幅に拡大されました。これまでのような相続税は、一部の資産家だけが対象という時代は終わり、農家・組合員様にとっても避けては通れない大きな問題となっています。

つきましては、相続税や後継者への事業承継対策の個別税務相談会を下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非ご参加下さい。

記

- | | | | |
|-------|----------|-------------|---------|
| 【第1回】 | 6月1日(金) | 13:30~16:30 | 本店 |
| 【第2回】 | 8月3日(金) | 13:30~16:30 | ウエストパーク |
| 【第3回】 | 10月5日(金) | 13:30~16:30 | 本店 |
| 【第4回】 | 12月7日(金) | 13:30~16:30 | ウエストパーク |

* お一人様45分程度で1日3名様迄(事前予約制)

対象者 : JA松阪の組合員様(ご本人様およびご家族様)

税理士 : 前川浩一税理士事務所

相談料 : 無料

申込先 : 最寄りの支店・店窓口または
本店 事業支援センター(TEL:0598-28-8806)

